

(案)

渡船代行車両運行業務委託契約書

富山県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、渡船代行車両運行業務の実施について次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、渡船代行車両運行業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 発注者は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として次に掲げる金額を受注者に支払うものとする。

年額金 円
（うち消費税及び地方消費税額金 円）

（契約保証金）

【契約保証金を納付させる場合】

第4条 契約保証金は、金〇〇円とする。

2 受注者が契約保証金を納付した場合において、発注者は、受注者がこの契約に定める義務をすべて履行したときは、受注者の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

3 受注者がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は受注者に帰属するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第4条 契約保証金は、免除する。

（業務の実施）

第5条 受注者は、委託業務を別紙仕様書に基づいて実施しなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、その者に対し、第20条及び第21条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な処置を講じさせなければならない。

3 受注者が第1項ただし書の規定により他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該委託業務に係る他の者の行為は、受注者の行為とみなす。

(報告の徴収等)

第8条 受注者は、委託業務の実施状況報告書を作成し、毎月発注者に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(実績報告)

第10条 受注者は、委託業務が終了したとき(委託業務を中止し、又は改廃したときを含む。)、その実施済部分について成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとする。

(業務の完了)

第11条 発注者は、前条の規定により、受注者から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、当該委託業務がこの契約の内容に適合していると判断したときは、受注者に対し、その旨を通知するものとする。

(委託料の支払時期)

第12条 発注者は、前条に定める通知の完了後、受注者からの支払請求書により行う請求に基づいて委託料を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、委託業務を実施するため必要があると認めるときは、受注者からの支払請求書により行う請求に基づき、委託料の全部又は一部の前金払をすることができる。

3 発注者は、前2項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(物品の管理)

第13条 受注者は、委託業務の実施に伴い支給され、又は取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 受注者が第6条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者

が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（損害賠償請求及び違約金）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがった履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償のほか、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相應する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（賠償の予約）

第18条 受注者は、この契約に関して、第15条第8号クからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第15条第8号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 第15条第8号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第19条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

（秘密の保持）

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第21条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第22条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合には、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和7年3月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新 田 八 朗

受注者

